

事務連絡
平成29年8月28日

各〔都道府県〕住宅担当部 殿
〔政令市〕福祉担当部 殿
〔中核市〕

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

サービス付き高齢者向け住宅事業の廃止等への対応について

今般、サービス付き高齢者向け住宅事業について、登録事業を廃止する事案等が見受けられるようになってきているところです。

サービス付き高齢者向け住宅の廃止事案には、入居が開始される前に事業をとりやめたものや別のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの事業者が事業を引き継ぎ、入居者が居住を継続できたものも含まれており、全てについて直ちに入居者の居住の安定に支障が生じているものではありません。

一方で、一部には入居者の転居が必要となる事案も生じており、登録事業の廃止等に関する事案については、下記のとおり、入居者の居住の安定を図るための必要な援助など適切な対応を行うとともに、情報提供についてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 登録事業の廃止等へのきめ細かな対応について

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第43条により、都道府県知事等は、登録事業者の破産等により入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、必要な援助を行うよう努めることとされています。

また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（平成23年10月7日付け老発1007第1号・国住心第37号。以下「通知」という。）において、「登録事業者の破産、登録事業の廃止、提供を前提として入居していた主要な高齢者生活支援サービスの提供の終了等により、登録住宅での居住が困難になる場合には、高齢者からの問合せに応じて、当該高齢者に適した諸条件が整った他の賃貸住宅等のリストを提示したり、入居に必要な公的主体による支援措置を紹介したりするなど、必要な援助を行うよう努め、高齢者の居住の安定が確保されるよう配慮することが望ましい。」としているところです。

特に入居開始後に廃止されるなど、入居者の居住の安定に支障が生じる可能性がある事案については、登録事業者から報告を求め、状況を把握するとともに、必要に応じ

て市町村と協力して転居先の確保を図るなど、きめ細かに対応いただけますようお願いいたします。

2. 登録事業の廃止等に関する事案の情報提供について

入居者の居住の安定を図るためには、登録事業の廃止等の可能性やそれによる入居者への影響を把握し、関係機関が連携して迅速に対応することが必要となります。今後、既に入居が開始されている登録事業について、事業者から廃止等の相談があった場合や、廃止等に関する情報を把握した場合には、別添の様式により速やかに情報提供いただきますようお願いいたします。（登録事業の廃止等に至らない場合であっても、入居者の居住の安定に支障が生じる懸念がある場合には、情報提供いただきますようお願いいたします。）

【連絡先】

厚生労働省	老健局 高齢者支援課	上野・西
	電話番号：03-5253-1111（内線3981）	03-3595-2888（直通）
	e-mail: nishi-yuuka@mhlw.go.jp	
国土交通省	住宅局 安心居住推進課	山崎・宍戸
	電話番号：03-5253-8111（内線39856）	03-5253-8952（直通）
	e-mail: shishido-a2bq@mlit.go.jp	

報告シート

事業者名	<記載例>〇〇〇株式会社、社会福祉法人〇〇など
<p>廃止等に関する登録事業の概要</p> <p><記載例></p> <p>サービス付き高齢者向け住宅 〇〇〇 所在地 : 〇〇県〇〇市〇-〇 登録番号 : 〇〇〇〇 戸数等 : 〇戸 (入居世帯数〇戸、人数〇人)</p> <p>関連事業</p> <p>有料老人ホーム 〇棟 併設施設 〇棟 (デイサービスセンター)</p> <p>※複数の登録事業の廃止等の場合には、それぞれについて記載してください。</p>	
<p>廃止等の状況と対応状況</p> <p><記載例></p> <p>① 廃止等の状況・理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成〇年〇月〇日に事業者より登録事業の廃止の相談あり ・経営状況の悪化により、平成〇年〇月〇日に運営を終了予定 ・その後は、〇〇に事業を譲渡する予定 ・入居者については継続して居住できるが、希望者は転居先を斡旋予定 <p>② 事業者の入居者への対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成〇年〇月〇日に事業者が説明会や戸別訪問などにより入居者へ周知・説明 ・〇月〇日までに各世帯の希望を聴取。(〇世帯のうち〇世帯が移転を希望) ・反対されている〇世帯については、丁寧な説明を行っているところ <p>③ 都道府県等(登録主体)による対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇月〇日に転居先の確保について事業者へ指導 ・〇月〇日に市町村の福祉部局に転居先の確保について協力を要請 ・〇月〇日時点で、入居先をすべて確保済み <p>※以上の記載例をご参考に、廃止に関する情報を把握した段階で、まず①に関して情報提供いただき、その後、状況が進展した際に、②や③についても追って情報提供いただけますと幸いです。</p>	
<p>担当課連絡先</p> <p>〇〇県〇〇部局〇〇課〇〇係 担当 : 〇〇 電話 : E-mail :</p>	